

南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークロゴマーク使用規程

（目的）

第1条 この規程は、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（図柄）

第2条 ロゴマークは、図1のとおりとする。

（ロゴマークに係る権利）

第3条 ロゴマークに関する著作権は、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク協議会（以下「協議会」という。）に帰属し、使用者がロゴマークを自己のものとして使用することはできない。

（ロゴマークの使用者）

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、この規程に定める手続を行う全ての者が使用することができる。

- (1) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用のおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与えるおそれがある場合。
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）がロゴマークの使用について不相当と認めた場合。

（使用承認の申請）

第5条 ロゴマークを使用する者は、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲において利用するとき。
- (4) 在庫品を販売または配布するとき（当初の許可内容に変更がない場合のみ）。
- (5) 日本ジオパークネットワークに所属する正会員、準会員及び協議会会員（団体）が営利目的以外で使用するとき。
- (6) 協議会が依頼するとき。
- (7) その他会長が適当と認めるとき。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。

- 2 使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条第1項に規定する使用の承認を受けなければならない。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに協議会、使用者いずれからも異議の申出がないときは、更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(完成品の提出)

第8条 第5条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物品等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークを使用する者は、図2に掲げる事項を遵守し、使用承認された内容に限定してロゴマークを使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパークロゴマーク使用変更承認書（様式第4号）を交付するものとする。
- 3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第11条 会長は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者は、承認の取消処分直ちに従わなければならない。

- 2 協議会は、前項後段の場合において使用承認を受けた者に損害が生じても、その責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じなければならない。

2 協議会は、前項に規定する事故等について、その責を負わない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。